

「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン（以下、「デザイン」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

（使用できる用途）

第2条 デザインを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、千葉県の豊かな海や水産業の普及・啓発を目的とした産品等（以下、「千葉県の豊かな海等」という）をPRするため、以下に定める用途で 사용할 ことができる。

- （1）千葉県の豊かな海等に関連のある各種イベントにおけるのぼり、ブースの装飾、チラシ・ポスター等
- （2）千葉県の豊かな海等に関連のある製品の個別の包装・パッケージ等
- （3）千葉県の豊かな海等に関連のある製品等を取り扱う企業、団体、教育機関、学校法人、特定非営利活動法人、個人事業主等の名刺、店舗等の装飾

（使用の申込み）

第3条 使用者は、「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用申込書（別記第1号様式）に使用イメージ及び使用者概要がわかる書類を添えて第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会会長（以下、「会長」という）に提出し、その承諾を得るものとする。

2 会長は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長の承諾を要しない。

- （1）県内市町村が使用するとき。
- （2）千葉県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体が使用するとき。
- （3）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- （4）報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

（使用料）

第4条 デザインの使用料は、無償とする。

（使用期間）

第5条 デザインの使用期間は、原則として申請した年の年度末日までとし、次項による場合を除き使用申込書に記載のとおりとする。

2 会長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正

した使用期間は、許諾通知書に記載して通知する。

- 3 前各項の使用期間満了後において、引き続きデザインを使用するときは、改めて申込みを行い、使用許諾を受けなければならない。

(使用の許諾)

第6条 会長は、第4条第1項又は前条第1項の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を許諾するものとする。

- (1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) デザインを「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインガイドラインに従って使用しないおそれのあるとき。
- (5) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (6) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるとき。
- (7) 商品やサービスに一定の品質、効能を有するように使用するおそれのあるとき。
- (8) 商品やサービスに一定の認証があるように使用するおそれのあるとき。
- (9) 申込者が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年 法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を除く。）に 規定する営業を行う者であるとき、あるいは申し込みの内容がその営業 又は広告等に使用されるおそれのあるとき。
- (10) その他、会長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

- 2 会長は、デザインの使用を許諾するときは、「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用許諾通知書（別記第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

- 3 会長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

- 4 会長は、使用を許諾しないときは、「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用不許諾通知書（別記第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

(許諾内容の変更の申込み)

第7条 許諾を受けたデザインの使用内容を変更しようとするときは、「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用内容変更申込書（別記第4号様式）を会長に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 会長は、デザインの使用内容の変更を許諾する場合には、「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用内容変更許諾通知書（別記第5号様式）に

より、申込者に通知するものとする。

3 会長は、デザインの使用内容の変更を許諾しない場合には、「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用内容変更不許諾通知書(別記第6号様式)により、申込者に通知するものとする。

4 前条1項及び3項の規定は、第1項の申込みについて準用する。

(使用禁止及び許諾の解除)

第8条 会長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

(1) 第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 第6条第3項の条件に反したとき。

(3) 第9条各号の遵守事項を遵守しないとき。

2 会長は、次の各号に該当すると認めるときは、デザインの使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。

(1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。

(2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

3 会長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用禁止・使用許諾解除通知書(別記第7号様式)により、使用者に通知するものとする。

4 会長は前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾された内容により使用すること。

(2) 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインガイドラインに従って使用すること。

(4) 会長が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。

(5) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。

(6) 許諾に際して「このデザインは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。

(7) 原則として物品には許諾番号を付すること。

(8) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と会長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

（責任の制限）

第10条 使用者が、デザインの使用方法及びそれに付随する表示内容について責任を有するものとし、デザインの使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、会長は責任の一切を負わないものとする。

（暴力団排除措置）

第11条 第8条の規定にかかわらず、会長は、使用者が次の各号に該当すると認められた場合は、デザインの使用を禁止することができるものとする。

- （1）役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体にあつては、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- （2）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。
- （4）役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- （5）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか、デザイン使用に関して必要な事項は、別に会長が定める。

- 2 本要領は通知なく改定する場合がある。改定内容については、千葉県ホームページ等で告知する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和8年8月25日から施行する。

「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用許諾申込書

年 月 日

第46回全国豊かな海づくり大会

千葉県実行委員長

宛

〈申込者〉

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインを使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格・金額等を記入
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	

〈連絡先〉

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

〈添付書類〉

- 1 使用方法の企画書（レイアウト、イメージ図、写真等、その他使用方法がわかるもの）
- 2 その他

※裏面の誓約書も記載すること

次の1（1）から（10）までの禁止事項のいずれかに該当すると認められた場合又は次の2（1）から（8）までの遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

1 禁止事項

- （1）千葉県の商品性を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあること。
- （2）法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあること。
- （3）特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであること、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあること。
- （4）デザインを「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインガイドラインに従って使用しないおそれのあること。
- （5）「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあること。
- （6）第三者の知的財産権を侵害するおそれのあること。
- （7）商品やサービスに一定の商品性、効能を有するように使用するおそれのあること。
- （8）商品やサービスに一定の認証があるように使用するおそれのあること。
- （9）申込者が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年 法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を除く。）に 規定する営業を行う者であること、あるいは申込みの内容がその営業 又は広告等に使用されるおそれのあること。
- （10）その他、会長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めること。

2 遵守事項

- （1）許諾された内容により使用すること。
- （2）許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインガイドラインに従って使用すること。
- （4）会長が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- （5）原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- （6）許諾に際して「このデザインは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- （7）原則として物品には許諾番号を付すること。
- （8）許諾にかかる物品の完成品は、速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と会長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用許諾通知書

第 号
年 月 日

様

第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会長
(公印省略)

年 月 日付けで申込みのあった「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインの使用については、下記のとおり許諾します。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
条件	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- 1 許諾された内容により使用すること。
- 2 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 別添の「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインガイドラインに従って使用すること。
- 4 管理者が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- 5 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- 6 許諾に際して「このデザインは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- 7 原則として物品には許諾番号を付すること。
- 8 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と会長が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。

第3号様式（第6条第4項）

「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会長
(公印省略)

年 月 日付けで申込みのあった、下記物品又はサービスに係る「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインの使用については、下記の理由により応じられませんので、不承諾とします。

記

不承諾対象物品又はサービス	
(理由)	

第4号様式(第7条第1項)

「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用内容変更申込書

年 月 日

第46回全国豊かな海づくり大会

千葉県実行委員会長 宛

〈申込者〉

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

年 月 日付け第 号で許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくん使用内容変更許諾通知書

第 号
年 月 日

様

第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会
会長
(公印省略)

年 月 日付けで申込みのあった、「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインの使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインガイドラインに従って使用すること。
- (4) 会長が行う使用状況等の調査その他の照会に協力すること。
- (5) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と 標記を付すること。
- (6) 許諾に際して「このデザインは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 原則として物品には許諾番号を付すること。
- (8) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と会長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

第 6 号様式(第 7 条第 3 項)

「第 4 6 回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用内容変更不許諾通知書

第 年 月 日 号

様

第 4 6 回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会長
(公印省略)

年 月 日付けで申込みのあった、下記物品又はサービスに係る「第 4 6 回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインの使用内容の変更については、下記の理由により
応じられませんので、不許諾とします。

記

許諾番号	不許諾対象物品又はサービス
(理由)	

第7号様式（第8条第3項）

「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザイン使用禁止・使用許諾解除通知書

第 号
年 月 日

様

第46回全国豊かな海づくり大会千葉県実行委員会長
(公印省略)

年 月 日付け第 号で許諾した、「第46回全国豊かな海づくり大会」チーバくんデザインの使用について、下記のとおり（使用を禁止・使用許諾を解除）します。

記

1 （使用禁止・使用許諾解除）の内容

2 理由